

消食表第 637 号
令和 7 年 8 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、「既存添加物名簿の一部を改正する告示」（令和 7 年消費者庁告示第 9 号）の施行により、「既存添加物名簿」（平成 8 年厚生省告示第 120 号）が改正され、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示」（令和 7 年内閣府告示第 113 号）の施行により、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）が改正されました。

これを受け、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。